

行田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）

表題	国の基準(厚生労働省令第63号)	区分	行田市における基準条例(案)	備考
趣旨	<p>【第1条】 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の2第2項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>(1) 法第34条の8の2第1項の規定により、放課後児童健全育成事業（法第6条の3第2項に規定する放課後健全育成事業をいう。以下同じ。）に從事する者及びその員数について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第10条（第4項を除く。）及び附則第2条の規定による基準</p> <p>(2) 法第34条の8の2第1項の規定により、放課後児童健全育成事業に從事する者及びその員数以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参考すべき基準 この省令に定める基準のうち、前号に定める規定による基準以外のもの</p> <p>2 設備運営基準は、市町村長の監督に属する放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下「利用者」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。</p> <p>3 厚生労働大臣は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。</p>		<p>【第1条】 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の2第1項の規定に基づき、行田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p>	
最低基準の目的	<p>【第2条】 法第34条の8の2第1項の規定により市町村が条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、利用者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。</p>	参照	<p>【第2条】 この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、市長の監督に属する放課後児童健全育成事業（法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。）を利用している児童（以下「利用者」という。）が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。</p>	国の基準を準用
最低基準の向上	<p>【第3条】 市町村長は、その管理に属する法第8条第4項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p> <p>2 市町村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。</p>	参照	<p>【第3条】 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p> <p>2 市長は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。</p>	国の基準を準用
最低基準と放課後児童健全育成事業者	<p>【第4条】 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。</p> <p>2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。</p>	参照	<p>【第4条】 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている場合、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。</p>	国の基準を準用

放課後児童健全育成事業の一般原則	<p>【第5条】 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により専門家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。</p> <p>3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。</p> <p>4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。</p> <p>5 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止を十分に考慮して設けられなければならない。</p>	参照	<p>【第5条】 放課後児童健全育成事業における支援（以下「支援」という。）は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により専門家庭にいないものに対して、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊び及び生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。</p> <p>3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。</p> <p>4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。</p> <p>5 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。</p>	国の基準を準用
非常災害対策	<p>【第6条】 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消防用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。</p> <p>2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。</p>	参照	<p>【第6条】 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消防用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。</p> <p>2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。</p>	国の基準を準用
職員の一般的要件	<p>【第7条】 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならぬ。</p>	参照	<p>【第7条】 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員（以下「職員」という。）は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。</p>	国の基準を準用
職員の知識及び技能の向上等	<p>【第8条】 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>	参照	<p>【第8条】 職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>	国の基準を適用
設備の基準	<p>【第9条】 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。</p> <p>3 専用区画並びに第1項に規定する設備及び備品等（次項において「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、支援の実施に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。</p>	参照	<p>【第9条】 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。ただし、一時的に支援を要する児童が利用する場合その他市長が必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>3 専用区画並びに第1項に規定する設備及び備品等（次項において「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、支援の実施に支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。</p> <p>4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。</p>	国の基準を準用 ※第2項ただし書き以下を追加

虐待等の禁止	【第12条】 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者的心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	参照	【第12条】 職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者的心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	国の基準を準用
衛生管理等	【第13条】 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。	参照	【第13条】 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。	国の基準を準用
運営規程	【第14条】 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならぬ。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 職員の職種、員数及び職務の内容 ③ 開所している日及び時間 ④ 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者から支払うべき額 ⑤ 利用定員 ⑥ 通常の事業の実施地域 ⑦ 事業の利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ その他事業の運営に関する重要な事項	参照	【第14条】 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならぬ。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 職員の職種、員数及び職務の内容 ③ 開所している日及び時間 ④ 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者から支払を受ける費用の額 ⑤ 利用定員 ⑥ 通常の事業の実施地域 ⑦ 事業の利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ その他事業の運営に関する重要な事項	国の基準を準用
放課後児童健全育成事業者が備える帳簿	【第15条】 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならぬ。	参照	【第15条】 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならぬ。 2 放課後児童健全育成事業者は、支援を提供したときは、提供日、内容その他必要な事項に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。	国の基準を準用 ※第2項を追加
秘密保持等	【第16条】 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	参照	【第16条】 職員は、正当な理由がなく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が正当な理由がなく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	国の基準を適用

苦情への対応	<p>【第17条】 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なわなければならない。 3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。</p>	参照	<p>【第17条】 放課後児童健全育成事業者は、その提供した支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、その提供した支援に関し、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なわなければならない。 3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査に、できる限り協力しなければならない。</p>	国の基準を準用
開所時間及び日数	<p>【第18条】 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。 1 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 <u>1日につき8時間</u> 2 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 <u>1日につき3時間</u> 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。</p>	参照	<p>【第18条】 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、利用者の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該放課後児童健全育成事業所ごとに定める。 (1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 <u>1日につき1.0時間</u> (2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 <u>1日につき5時間</u> 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、利用者の保護者の就労日数、利用者が通学する小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該放課後児童健全育成事業所ごとに定める。</p>	国の基準を準用 ※原則開所時間の見直し
保護者との連絡	<p>【第19条】 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を報告するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。</p>	参照	<p>【第19条】 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡を取り、当該利用者の健康状態及び行動を報告するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。</p>	国の基準を準用
関係機関との連携	<p>【第20条】 放課後児童健全育成事業者は、市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならぬ。</p>	参照	<p>【第20条】 放課後児童健全育成事業者は、市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。</p>	国の基準を準用
事故発生時の対応	<p>【第21条】 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>	参照	<p>【第21条】 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>	国の基準を準用

行田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）

■附則

表題	国の基準(厚生労働省令第63号)	区分	行田市における基準条例(案)	備考
施行期日	<p>【第1条】 この省令は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。</p>	参照	<p>1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。</p>	国の基準を準用
経過措置			<p>2 この条例の施行の際、現に運営し、又は同日において基本的な設備が完成している放課後児童健全育成事業所（第9条第2項及び第10条第4項に規定する基準に適合するものを除く。）について、第9条第2項及び第10条第4項の規定は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するまでの間、平成32年3月31日までの間、適用しない。</p>	※経過措置追加
	<p>【第2条】 この省令の施行の日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「終了したもの」とあるのは、「終了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。</p>	従うべき基準	<p>3 この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。</p>	

